

第八十四回国 参議院 社会労働委員会 會議録第八号

昭和五十三年四月十三日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

四月十二日

辞任

玉置 和郎君

補欠選任

熊谷太三郎君

四月十三日

辞任

亀長 友義君

補欠選任

伊江 朝雄君

熊谷太三郎君

田原 武雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事・事

和田 静夫君

佐々木 満君

片山 基市君

小平 芳平君

浅野 振君

伊江 朝雄君

石本 茂君

上原 正吉君

遠藤 政夫君

斎藤 十朗君

田原 武雄君

福島 茂夫君

森下 泰君

高杉 迪忠君

広田 幸一君

安恒 良一君

渡部 通子君

小笠原貞子君

國務大臣

労働大臣

政府委員

労働大臣官房審議官

労働省労働基準局長

建設省計画局長

建設省住宅局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

大蔵省主税局税制第一課長

大蔵省銀行局企画官

郵政省貯金局第一業務課長

労働省労働基準局賃金福祉部長

矢澤富太郎君

野田 実君

森本 哲夫君

森 英良君

柄谷 道一君
下村 泰君

藤井 勝志君

谷口 隆志君

桑原 敬一君

大富 宏君

救仁郷 齊君

今藤 省三君

本日の會議に付した案件

○労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十二日、玉置和郎君が委員を辞任され、その補欠として熊谷太三郎君が選任されました。

○委員長(和田静夫君) 労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○安恒良一君 財形法に關しての関連の質問をしたいと思いますが、すでに同僚委員が二人質問をされていますから、できるだけそれとの重複を避けながら、少し問題点をお聞きをしたいと思ひます。

まず第一に、私は、どうも財形法というのは、名前が示すように、本当に、労働者の自主的努力、それに国や事業主の援助のもとに、財産形成法になっているかという、制度発足、日が浅いというものの、むしろ、いわばマル優の枠を拡大した労働者貯蓄法のようなことに現実がなっているというところを、実は大変遺憾に思ひます。そこで、少しでも名前が示すような財形法に改正をしていかなきゃならぬと思ひますが、これは高杉委員、広田委員も言いましたように、残念ながら今回の改正もその点についてはきわめて不十分なところがあります。そういう状況の中で、ひとつ私は、この持家政策を進めるに当たって、日本労働者住宅協会の果たしている役割、もしくはこれから果たさなきゃならぬ役割、ということに非常に重要だと思ひます。このことについて、いわゆる財形法の審議に關連しまして、財形諸制度のうち、特に持家分譲融資制度における日本労働者住宅協会の位置づけについて質問をしたいと思ひます。

御承知のように、この制度というのは昭和四十六年発足をいたしました、財産貯蓄資金の一部を労働者へ還元させる制度として財形制度の主要な柱をなしております。財形貯蓄を一定期間行つた

労働者に対して、財形貯蓄を原資とする雇用促進事業団の融資つき住宅の建設、分譲をするというのがこの制度の内容であることは皆さん御承知のとおりであります。そこで、この分譲融資制度を利用して労働者に財形住宅の建設、分譲を行う主体として、財形法の第九條の第一号で事業主及び事業主団体、同じく第二号で日本労働者住宅協会を指定しています。この財形法の柱がこの制度の活用を、第一に事業主に期待しつつも同時に労働者を指定したのは、私は、次のような理由があったからだというふうに思ひます。

個別事業主が何らかの理由によりこの制度を活用しない、あるいはできない、その事業所に働く労働者は、財形貯蓄を行っているにもかかわらず、財形住宅の分譲は受けられないことになりま

す。せっかくの制度も死んでしまふ。そこで、このような事業主にかわつて公的な機関、直接労働者に財形住宅の建設、分譲をすることによってこのことを解決を図ろう、こういうことだと思ひます。

あります。勤住協はこのようにして財形法上の指定が取れたと私は思ひます。私も、実は、議員になる前に勤住協の理事を非常勤であります十年しておりまして、その経過を承知をしていて、ところでありました。したがって、ここ二、三年の状況を見ますと、当初心配されたのが現実の数字になつています。昭和五十三年一月現在で、建設された財形住宅は五カ年間の累計で約四千戸、貸付額三百億とわけて低調であります。しかも、勤住協が建設、分譲した財形住宅はこのうち二〇%弱ということで、これまた大変低調であります。

勤住協自体の努力もしなきゃならぬと思ひますが、このような低調な状況としましては、前回の審議の中でも挙げられましたように、一つは、石油ショック以後の経済低迷にあえいでいる。ですから、事業主が住宅の建設、分譲を行うとい

う、事業主に期待することがむずかしい、こういう状況が現在できていると思ひます。そこで、こういうときこそさらに重要になるのは、事業主を補完する目的で指定された勤住協が十分にその機能を果たして、労働者の持家政策というものを進めていかなければならぬというふうに私は考えるものであります。ですから、この法の趣旨によりまして、勤住協が事業主ができないようなときにはこれを補完をしていく、こういうふうなことだと思ひますが、すべての扱いが、率直に申し上げて、事業主と勤住協が同列に置いてあるのではありません。私は、個別事業主で建設できない場合には、特殊法人である勤住協が肩がわりをして、この制度の円滑な運営ができるようにしなければならぬというふうに思ひます。ところが、現行制度というのは、御承知のように、事業団の融資金利がわずかに勤住協が有利ということ、そのほかにはほとんど特別な優遇措置というものは何も設けられていないのであります。でありますから、今日のような厳しい状況の中で、勤住協が補完をしようにと考へても、なかなか補完がしにくいというのが現状であります。

そこで、私は、政策の中に位置づけられた特殊法人として、他の制度にも例のないほど優遇措置が少ない団体であるというふうな勤住協は考えないのであります。私は、今回の改正案で勤住協が公務員等への財形住宅の分譲ができる措置がとられておりますが、この実現方とあわせて、特殊法人である日本勤労者住宅協会が財形法の本来の使命が全うできるように、抜本的な対策を講ずる必要があるというふうな考へますが、この点については大臣いかがなものでしょうか。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま御指摘のように、財形融資によって勤労者の住宅取得を促進するという面において、勤住協の果たす役割りというものは私は大変大切だと思ひます。御指摘のように理解いたしておるわけでございまして、今後勤労者の持家住宅促進を進める上において勤住協の役割り、その位置づけ、こういう面については十分検討しなければならぬと、このように思ひます。分検討しなければならぬと、このように思ひます。でございまして、この点につきましては財形審議会の場においてひとつ十分検討していただいて、そして御指摘のような線に内容を整備していくという考へを考へたいと、このように思ひます。

○安恒良一君 大臣から前向きな答弁をいただきましたから、できるだけ速やかに財形審議会の中で、私は今日のような情勢になればなるほど勤住協がいわゆるこの分譲住宅の建設に努めなければならぬと思ひますから、それがための位置づけ、さらに勤住協に対する優遇措置、こういうような問題について、ぜひ財形審議会の中で速やかに結論を出していただきますことをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、この問題についてです。同僚委員から質問がありましたが、私は勤住協に関するこの一つとして、融資率の引き下げであります。これは現行五・五％であります。御承知のように昨今のように相次ぐ金利の引き下げになっていきます。そうなりますと、現行の勤住協の融資率五・五％というのかなり魅力を失って行くというふうなことは思ひます。そこで、購入者の返済負担額を軽減するためにも、私は融資率を年五％以下にしたいと考へたいというふうな考へておりますが、大臣、この問題の方向でひとつ御努力はしていただけるのかどうか。これは住宅金融公庫の貸付金利も下げる方向でいま検討されていると、こういうふうな聞いておりますから、ぜひとも融資金利の引き下げについて大臣の考へ方をひとつ明確にしたいと考へたい。これは勤住協の五・五％の問題です。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘の点、これまた財形審議会でも十分検討していただくことにいたしたいと思ひます。

○安恒良一君 それから、時間がございせんから項目だけを読み上げておきたいと思ひますが、これは何も法改正じゃなくて事務的に、雇用促進事業団と勤住協、もしくは労働者と勤住協の間に

において、私は勤住協が労働者の住宅を建てるにやりやすい方向でできる項目が数項目ございまして、中身を一つ申し上げません。これは時間がありません。項目だけを申し上げておきますと、土地取得に係る融資基準単価の地域ランクの引き上げの問題、それから分譲資金交付に伴う担保の提供の問題、それから財形住宅購入者の所有権共有登記の問題、それから旧債務弁済資金の融資に係るただし書きの延長の問題、それから住宅貯蓄控除制度における融資範囲について、それから事業団融資借入申込申請に係る名義人の件について等々は、率直に言つてこれは事務的に、いま申し上げたように勤住協と労働者ないし雇用促進事業団との間に実施できることでありますから、いまこ

で大臣や関係局長にその中身を細かく申し上げ、またその理由を一つ申し上げますと時間が足りませんから、すでに事務的には連絡をしておりますので、こういうことについてひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしゅうございませうか。

○国務大臣(藤井勝志君) 御趣旨に沿うて関係事務当局に検討をさせます。

○安恒良一君 それでは、これからの問題につきましても、すでに大臣から関係事務当局に検討させるといふことでありますので、私はぜひ前向きに事務的に進めていただまして、一戸でも住宅が建設ができるように措置をしていただきたい、このように思ひます。

そこで、次に問題を進めていきたいと思います。きょうは建設省もお見えになつていと思ひますから、私は住宅問題全体とこの財形との関係について少し質問をしてみたいと思ひますが、すでに成立しました五十三年度予算の目玉は住宅だと言われてます。確かに、もろもろの施策が取り入れられたことは事実であります。第一は住宅ローンの減税の実施。第二は住宅金融公庫の融資枠の大幅拡大と融資限度の引き上げ。この数字はすでに同僚委員がこの質問をしたところだと思ひます。たとえば個人向けが、五十二年度が二十

四万四千戸が五十三年度が四十万戸と、こういうふうになつてゐる。それから三番目は、住宅ローンの現金返済分の一年の凍結、こういうことになつてます。こういう措置が私は個人住宅建設の刺激になることは確かだと思ひます。

そこで、まずお聞きをしたいんですが、これらの住宅建設の具体的な見通しについて、ひとつ住宅局長お見えになつていと思ひますが、果たして、これだけ優遇措置をしたんだから大丈夫だ、こういうふうな、特に個人向けの住宅建設といふことが、ことしはこれが景気浮揚の目玉にされていゝわけですから、果たして十分いけるのであろうかどうかと、こういうことについてちょっとお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(敍仁卿君) 先生ただいま御指摘いただきました、いろいろな持ち家が持ちやすいような改善措置を行つたわけでございまして、したがって、私どもいろいろな試算をやつておりますが、来年、五十三年度のいわゆる着工戸数、これを約百六十万戸程度というように踏込んでございまして、五十二年度の実績、これは見込みでございまして、約百五十万戸に対してある程度伸びるというように感じております。そういたしました、いわゆる七％経済成長に合わせました名目で、一三・六％の民間住宅投資が達成できるというように考へてゐる次第でございまして。

○安恒良一君 私は、どうも数字の上ではそういうふうな考へ方と思ひますが、衆議院においても本法案審議のときにも問題になりましたように、当初建設省がお考へになつておつたのは、個人向けは二十六万八千戸ぐらいの要求だったと聞いておる。ところが、いわゆるどうしようも経済成長七％といふことの中から、その目玉に住宅が置かれて一挙四十万戸というふうな大転折の過程の中で、いわば建設省の方もあけてびっくり玉手箱とか、総理から建設大臣にいろいろ、何も住宅だけでなく、君、げっばは出やしないかと、心配はないかと、こんなことが当時新聞に書かれたような状態にあるわけですね。そこで、住宅局

長はまあ間違いないと言われる。私は次のような点がありはしないかと思うんですが、この点はどうか考えになりますか。住宅問題というのはインセンティブをつけるだけで事足りるということではないと思います。まず、住宅ローンを借りますと、明確な返済の見通しがないとできないのであります。いいですね、明確な返済の見通しがないと不確実性という言葉が日常的に使われておりますが、御承知のようにたまたまいまここの春闘相場を迎えてますけれども、大体回答状況が四・四、五％とかそんな低い回答状況なんです。ですから、私は今日のような経済が落ち込んでいく、賃上げも十分なされない、もしくは高度経済成長政策のときにはかなり賃上げがされる。さらに、残業等がある程度勤務者にはあった。ところが、今日ではそれがなくなっていますね。そういうときに、いわゆる返済問題を考えないで、ただ単に、このような優遇措置をしたからということとで勤務者の個人的な住宅建設ができるかどうか。私は、それはなかなかむずかしいんじゃないか。たとえば、返済は絶対大丈夫だと、こういうような人は公庫よりもはるかに低利で借りられる企業内制度があるわけですから、返済が絶対に大丈夫だ。ですから、そういう限りにおいて、いま住宅局長がおっしゃいましたように、数字の上ではそういうことだろうと思いますが、果たして私はいま申し上げたような、いわゆる明確な返済の見通しが今日勤務者には立たない。こういう現状の中で、いま講じられましたような措置だけで住宅が計画どおり進むというふうにお考えになつていくのかどうか、そこをこの考え方を聞かしてくださいます。

○政府委員(教仁卿君) もろろん、住宅建設の促進にはそういうローンを借りた方が、返せる計画が立てられるかどうかということが非常に一番重要な問題だということに考えております。そういう意味から、先ほど先生御指摘になりましたようなローンをお借りになった方々の返済が案になるような、いろいろな施策を五十三年度においては講じたわけでございまして。私も統計上いろいろそういった状況を調べておりますが、確かに先生のおっしゃるようについて、こういった低成長経済になって、所得の伸びが、見込みが少なくなつてきているというところはマイナス要因でございまして。ところが一方、土地価格あるいは住宅価格というもののが建築費が最近二、三年非常に安定基調になっております。そういったことから、いろいろな計算の仕方があるわけございまして、いわゆる所得と住宅価格の比率と申しますか、私も住宅取得可能指数というように形では最近二、三年非常に高まっておりますが、これは最近二、三年非常に高まっております。こういうふうな私ども見方をしております。そういった結果、たとえば住宅金融公庫に申し込まれる方、この方々の平均的な所得と申しますか、これもほとんどどんどん下がってきております。五十二年の第一回の申し込みでは第一分位、第二分位の方々が四〇％を超すというふうな、そういった状態になっております。そういったことで、さらに五十三年度にそういった負担軽減措置をとることによりまして、私も十分従来よりも住宅建設は促進されるというふうに考えている次第でございまして。

○安恒良一君 少し数字的にちょっとお聞きしたいんですが、勤務者の平均所得の中で、こういう住宅返済に使われ得るという限度ですね、何％ぐらいと、いま今日現在でお考えになっておられるか。それがここ数年来どういうふうに変つていくのか。もしくはこれからとし、来年を含めて変わっていくとするのか、そこらについてちょっと聞かしてくださいます。

○政府委員(教仁卿君) 私どもは勤務者の方々が収入の中からいわゆる住宅ローンの返済に充てべき金は、比率は最高やはり二五％程度が適当であろうというふうに考えている次第でございまして。

○安恒良一君 同じような答弁は衆議院でもされておられるんですが、それはいつごろになるんですか、大体結論が出るのは。もう予算は五十三年度は成立しては発足をしているわけですし、それから皆さん方としてはやはり公庫のいわゆる住宅融資の問題も始まるわけですから、その意味から言つて、いま言われたところのそれはいつごろ結論が出るつもりでしょうか。

○政府委員(教仁卿君) 御承知のように財投資金の資金源の大宗でございまして郵便貯金の金利がございまして。これがいつごろ決まるかということによって決まるわけでございまして、私もできるだけ早く決めていただきたいと考えております。これは私もいつということでは現段階では申し上げられない状態でございまして。ただ、関係当局との間で私も住宅金融公庫の受け付けの開始をできるだけ早く四月中には当然やりたいと考えております。

○安恒良一君 その場合、それまでもしそういった財投資金の金利が決まらない場合でも、さかのぼって四月募集分から新しい金利を適用するというようなことで御了解を得るところでございまして。

○安恒良一君 大臣、いまお聞きのような建設省とのやり取りをしたわけですが、それは財形の方に関連があると思つてやられたわけですが、そこで大臣、いま言われたように、ほぼ住宅金融公庫の金利については大筋として引き下げるということは政府は決まられておりますし、私は郵便貯金の結論も今月中には出るんじゃないか、もしくは来月早々には出るんじゃないか。そうしますと、住宅金融公庫の方は募集を開始すれば金利を引き下げられればさかのぼってやる。こういうことでありますから、財形のいまさき私が聞きました勤住協の五・五％、私はできれば五％程度に下げてもらいたいという思つておられますが、これは関連があることですから、住宅金融公庫の金利の引き下げと同時に、この財形における勤住協の融資利率の引き下げについては同時に努力していただけたら、こういうふうな承つて結構でしょうか。

○国務大臣(藤井勝志君) 御意見のとおりに御理解いただいて結構だと思つております。

○安恒良一君 次に、これは建設省にまたお聞きをしたいんですが、私はなぜ住宅が建たないかということについては、問題はやっぱり宅地の供給だと思つて、宅地供給。そこで、これは労働

大臣と建設省にお聞きしたいんですが、この前同僚委員が労働大臣になぜ住宅が建たないかということの中において、労働大臣は土地政策の欠如というのを挙げられたわけですね。まあ、これ私聞いておいて、これは失礼なようですが、ちょっと評論家的に聞かされたんです。それはなぜかという、労働大臣も福田内閣の重要閣僚の一人なんです。土地政策の欠如というのは福田内閣の土地政策の欠如なんです。そこで、私は労働大臣にひとつお聞きしたいのは、労働者が住宅を持てるような土地政策について、財形を担当されている主管大臣としてどういう具体案を、こういう土地政策をすれば労働者は住宅が持てるんだと。御承知のように、いま大都会ではとても自分の事業所に一時間以内のところに土地を持つことは不可能なんです。そこで、一時間半とか二時間、そういうところを買いますと、当初建てておいても、毎日二時間通勤しますと往復四時間ですから、職場で八時間、もういやになるんです。そして、また都心に帰ってくるという現象すらいま出ているわけです。これはむだな投資になるわけです、ある程度。

ですから、この前同僚委員が聞いたときに、いやそれは土地政策が不足しているからだ、そこまで言われたいけれども、それでは私はお答えにならないと思うんです。ですから、労働大臣として財形法の趣旨に基づいて労働者に財産を形成させるための土地政策はこうあるべきだと、こういうことについてお考えをお持ちだろうと思うし、またそういう考えを持って皆さん方はそれぞれ建設省なり関係官庁、国土庁なりにこういうふうにしてもらいたい、これがないとだめだと思ふんです。それを、残念ながら同僚委員が時間の都合上聞けなかったということ、私も聞いておいて思いますから、そのところを労働省にまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(藤井勝志君) 私も現内閣の閣僚であり労働大臣であると同時に、国務大臣という立場で、単なる傍観者であり批判者であってはならない、御指摘のとおりだと思います。ただ、やはりそういう問題を認識をして、そして努力するというのとそうでないのとはおのずからまた姿勢が違ふと思います。私は、やはり何と云ってもこの持家住宅を促進するためには一番大切な土台は土地政策である、同時にまた私は根本的には、土地というものはいわゆる国土であるという、こういう前提を政治的に受けとめておるわけでございまして、こういったことはなかなか一労働大臣が簡単に言ったところでその解決のつく問題ではございませんけれども、私はそれこそ着実に前進的に粘り強く、そういう方向を目指して努力はいたしたい。そういう背景を踏まえながら、やはり何と云っても公の機関で宅地の造成をしていくという、こういう政策を強力に展開をすべきである、このように思うわけでございまして、それと民間のいわゆる土地開発のために、これを行う民間機関がやはり融資の面においても長期、低利資金が使えるように裏づけていくとか、そういうことによつて、公的な機関でやる強力な宅地開発政策と、民間のやはり活力を生かした宅地開発ということによつて宅地を積極的に供給していくという、こういう施策をとりあえず進めていく、こういうことを結びつけながら、やはり勤労者の持家住宅の促進をやつて、このように思うわけでございまして、同時にもう一つ土地の利用を有効に使うという、足場のいいところではやはり平家とか二階程度ではだめでありますから、マンション方式による土地の有効利用を立体的に利用する、こういうことをやはり進めていくべきではないかと、このように思うわけでございます。

○安倍良一君 私は、決して労働大臣が土地政策に御認識をお持ちでない、こういうことを申し上げたわけじゃありませんから、持たれていることは非常に結構であります。きょうはある程度三点ぐらいの中身を言われましたけれども、私はいまお聞きをした限りにおいて、公的機関の宅地造成、まあ公的機関というのは恐らく国や地方自治体等も含めてのことだと思ひますが、そういうものの宅地造成とか、それから民間のいわゆる造成ができるような具体的な低利、長期資金の貸し付けの拡大であるとか、さらに土地利用ということも言われた。まあ土地利用の場合、私はやはりただ単に高層住宅を建てただけでは入らないと思ふんです。諸外国で高層住宅になっているのは、土地と建物との間に十分な緑地帯がある。だから、庭付きの一戸住宅を持たなくてもやれるようなことになって、高層住宅が諸外国では建っていますから、そういういま全体的な国土の利用といひますか、開発といひますか、私はそういう問題も必要だろつと思ふ。ですから、ぜひ、まだそのほかにもあると思ひますが、私は財形を主管として預かる労働省としても、そういう問題について財形審議会の中等においても必要なら十分議論をしていただいて、その問題を労働省の案としてやはり積極的に関係官庁に持ち込む、そしてそれを大臣が推進をする、こういう姿勢がぜひ必要なんです。それを受けて、たとえば建設省がどうするとか、国土庁がどうするとか、予算全体の問題のときに大蔵省がどう考える、こういう意欲的なお取り組みを願わない、なかなか私は、建設省にこれから聞きますけれども、いろんな問題があつて土地問題というのは解決しない。率直に申し上げて、戦後わが国の政治を、一時期を除いて全部自民党が担当してまいりました。その中の最大の失政の一つは、土地政策無放任というところだと思ふんです。土地政策無放任。これは自民党の最大の失政の一つだと思ふんですが、そのことが今日の状況をつくり出していることは事実なんです。そういう意味で、せめてこの財形問題についてせよ労働大臣がそういう意欲を十分持っているということでありまして、なお、いま挙げられましたことのほかに、いわゆるこの宅地供給についてどうするかということ、これを、これまたひとつぜひ財形審議会等の中において、基本問題等の委員会も設けられているようでありまして、そういうところでもひとつ英知を働かせるようにしていただきたいと思ひますが、

どうでしょうか。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘のとおりでございます。私はこの財形持家政策の推進の大前提は、やはり土地政策だということに認識をいたしております。したがって、財形審議会においても労働省の立場においても積極的に問題提起をして、建設省を初め関係官庁と密接な連絡をとつて、目的は勤労者の持家住宅制度が拡充強化されるように今後も引き続き努力いたしたい、このように思ひます。

〔委員長退席、理事片山基市君着席〕

○安倍良一君 次に、建設省にお伺いしたいんですが、土地の重課税と特別土地保有税が緩和されることになりました。それは宅地供給促進がその名分とされております。実は、私は議員になる前に税制調査会の委員をしておりまして、私はこの土地重課税、特別土地保有税をつくるために税制調査会の委員として懸命な努力をした委員の一人であります。今回私は緩和されることはどうも大変遺憾に思つております。しかし、そのことはすでにそういうことで進んでおるわけで、そこで私はお聞きしたいんですが、これを行うことによって宅地供給が促進されるとされておりますが、どの程度の税制緩和によつて今年度なり来年度なり、直ちに今年度全体がすぐ出てくると思ひませんが、ここ一、二年こういう問題によつて宅地供給が進むのかどうか。どの程度のことを、この税制を緩和することによつて、土地の重課税と特別土地保有税、これが緩和されましたが、どの程度の宅地が供給されるというふうな計算されているのか、もしくはお考えをお持ちなのか、建設省から関係局長お見えになつておられると思ひますから、これについてお聞かせを願ひたい。

○政府委員(大宮宏君) 住宅政策を推進するためには、やはり重要なものは宅地供給対策であらうと思ひます。今度の第三期住宅五カ年計画、五十一年から五十五年までの住宅建設計画八百六十万户に匹敵する新規宅地所要量を、私も六万六千ヘクタールとはじておるわけでござ

います。六万六千ヘクタールといいますが、毎年少なくとも一万三、四千ヘクタールずつ供給しなければならぬわけですが、昨今、四十七年をピークにいたしまして非常に減少傾向をたどっておりまして、この五十年、五十年はほぼ一ヘクタールぐらいでございます。その中でも特に住宅用地需要が集中しております大都市地域におきまして、宅地の減少が非常に目立っておりますので、その結果として御案内のように居住環境が劣悪であり、しかも都市防災上どうかと思われいろいろの問題を含んでおります。この小規模開発、いわゆるミニ開発というのが非常に進行しているわけでございます。ただ、現在の第三期住宅五カ年計画に必要な六万六千ヘクタール、これの必要宅地というのは既存の代替宅地ストック、私どもは区画整理事業済みの土地とあるいは公的、民間の宅地ストック等を計算いたしまして、ほぼまだ四万ヘクタールぐらいの宅地ストックがあると思えます。したがって、第三期住宅五カ年計画に必要な宅地というのは私は十分間に合うだろうと思えますけれども、御案内のように用地買収から宅地造成して販売するまでには相当長期の時間を要する。ものによっては規模が大きくなればなるほど十年、十五年、非常に資本を寝かせるいわゆる懐妊期間が長い、こういう状況でございます。先ほども労働大臣からお話になりましたように、当面第三期住宅五カ年計画に必要な宅地は確保し得ても、長期的に見て昭和六十年あるいは六十五年という長期を見通した場合には、いまからやはりその必要な良質の宅地を供給するということに基本的にひとつ取り組まなければいけない、こういうことでございます。

そこで、六十年、六十五年といいますが、基本になりますのは先ほど来御議論になりますように、やはり過大都市集中抑制をいたしまして地方定着を図る。三全総で政府が決定いたしましたような長期見通しに立った施策が必要でございますが、三全総の中でも昭和六十年、六十五年段階でやはり相当ふえる人口増の半分は、大都市で引き受けなければならぬ、こういうことになってい

受けるわけではございません、私どもの計算でも昭和六十五年段階で、東京、大阪で少なくとも五万五千ヘクタールぐらいの市街地を形成せねばいかぬ。この五万五千ヘクタールといいますが、東京の二十三区に匹敵する土地であるわけですから、これを一体だれが出すかという問題になります。これを述べたわけは、このように公的開発、民間開発——開発主体はあるわけでございますけれども、何といいたしてもやはり民間エネルギーに依存することになるかと思えます。いままでの宅地供給量のシェアを考えてみますと、住宅公団とかあるいは宅地開発公団、供給公社といった公的開発の受け持つシェアというのは二割そこそこでございます。あとはほとんど民間に依存している、こういう状況でございますけれども、御案内のように非常に現在宅地供給諸条件というのは厳しい段階になっている。一つは、非常にこれは辛いことでございますけれども、地価が安定基調にある。これは非常に結構なことでございますけれども、やっぱり宅地供給サイドから見ますと、素地と販売価格との間の差、いわゆる付加価値をつける部分が非常に狭ければ狭いほど、民間宅地開発業者というのは意欲を喪失するという問題がある。もう一つは、一番現在住宅宅地供給のネックになっておりますのは関連公共公益施設の負担と、こう言われているわけでございますが、販売価格に相当のウエイトを占めているのがこの関連負担でございます。そういうことで、もう一つ問題になりますのは土地税制、おっしゃるように土地税制でございます。この現在の土地税制は四十八年の投機的な土地取引、それに伴うところの地価暴騰というものを抑制する原因になったというふうな、いろいろの理由があるわけでございますが、御指摘の問題の土地税制の緩和というお話が、一体どういう宅地供給に役割りを持つかという問題

になるわけではございますが、私ども今回の土地税制で実現した問題は、四十八年の投機的な土地取引を抑制するという枠組みは堅持しながら、その中で優良宅地事業者に事業意欲を起こさせるという手直し程度に理解いたしておるわけでございます。中身につきましては適正利益率を適正価格、国土利用計画法の運用が定着いたしましたので、適正利益率という押さえ方でなくて、適正価格で押さえるという仕組みでございます。土地投機取引の抑制の枠組みは堅持しつつやるということでございます。これによって、じゃ、具体的にどのくらい宅地が供給されるかということには非常にむずかしい問題でございますけれども、いまいろいろ私が述べました中の非常に重要なファクターといたしまして、民間デベロッパーに事業意欲を起させる一つの要素だと思っておるわけでございます。これによって私は相当の効果が発揮でき、このように考えておる次第でございます。

○安恒良一君 私は土地重税や特別土地保有税の緩和のよしあしをいまあなたと議論しているわけじゃないのです。私が聞いたことは、いろいろ私自身は意見を持っています。しかし、これによってどの程度宅地が供給されるかというふうにお考えなのか。これはいわゆる公的な機関並びに民間のデベロッパーといいますが、民間の宅地供給業者、そのことをお聞きしたんですが、相当と言われているんですが、問題はきょうは税制を議論しているわけじゃないんですから、ここはどうして宅地をたくさんつくって勤労者の財形住宅を、持ち家をふやすかという、この土地をどうつくっていくかという議論ですから、相当程度ということじゃわからないわけですが、大体いまあなたが言っちゃったように、少なくとも税制の緩和ということについては、いろいろなサイドから出ましたけれども、建設省サイドからも積極的に税制等にお話があり、今回の措置になったと思えます。それがために、ある程度の数字的な根拠といえますか、そういうものについてもこの税制をこうすることによって大体民間開発業者、公的機関等々で

のぐらゐの土地がつくれる方向にいくのじゃないか、こういう試算はあったのじゃないでしょうか、それともないのでしょうか。

○政府委員(大宮安君) これは全く事務技術的な試算でございます。現在、民間の不動産業者が市街化区域の中に持っている土地は二万四千ヘクタールと私ども計算いたしておりますが、この中で四十四年から四十六年までぐらゐ比較的素地価格を安く入手した土地というものが約八千ヘクタールぐらゐあるかと思えます。この部分が、企業意欲を喚起いたしますと、この部分が出てまいらるうという感じがいたす次第でございます。

○安恒良一君 いま、そこで出てきたんですが、企業家がなぜ土地を売らないかと言え、いま地価が安定してありますね、最近ちょっと上がり出しましたけれども、そこで、高値でつかんだ上から、採算がとれる価格で売られなかったからでございましょうかと思つておられます。外されたから採算価格、いままであなたは適正と言われたが、金利を払ってずっと持ちこたえてきたわけですから、私は採算価格というのとはかなり高い価格で供給が開始されるんじゃないかという実は心配をする。そうすると、この心配は二つあるわけですが、まあそのことよりも、きょうはそういう問題全体でなく土地の供給問題でありますから、勤労者が土地を取得する、そして財形法に基づいて住宅建設に向かう。このことについて、地価のいわゆる高騰ということになりますと、そのことが困難になるわけですね。ですから、今度せっかく融資限度額なんか、たとえば財形法において三倍に引き上げられたわけですが、三倍に引き上げられたんですが、そこで私は、いまもおっしゃったように、かなり企業が高値で土地をつかんでます。もしも、高値でつかまないとはいえませんが、長期間に金利を払って寝かしておいたことは事実なんです。そうしますと、私は、地価が高騰

する、こういうことになりまして、いわゆる融資限度額の引き上げ分なんか吹っ飛んでしまふ、こういうことにはなりはしないか。だから、率直なことを言いますと、土地政策不在のままにいろいろなことをつける——ことしの予算の目玉は住宅だ、また、財形の方も融資限度等を引き上げて、そして労働者が住宅を持てるようにすると、こういうことをされましても、地価の高騰という方向に行く、さらに宅地もなかなかできない、こういうことに今回の税制の改正というのはなりかねないと思ひます。

そこで、最終的に聞きをまですしたいんですが、私は、やはりいまも申し上げたように、わが国における政治の大きい失敗は、土地に対する何らの規制がされてない。御承知のように、憲法によつて、国民の個人の所有権、これは厳然と存しておりまして、侵すべきではないと思ひますが、しかし、それはそれとしても、いまあなたは、数字の上では三全総とかいふことでこれぐらいの宅地供給をしなきゃならぬとか、できると言われてますけれども、私は土地政策について、もう遅いんですが、ここで思い切つて考えなきゃならぬところに来ているんじゃないだろうか。たとえば、私が勉強しました限りにおいて、イギリスの土地政策というのは、わが国と同じように個人の所有権というものを認めながら、いわゆる土地を投機のために使う、土地の売り買いによつて利潤を上げるなどということがほとんどできなくなっている。また、土地を取得する場合には国や地方自治体の優先権というのが明確にされている。こういう中で、イギリスにおいては、わが国のような土地問題の悩みというのがないわけなんです。調べてみたら、国と地方自治体の法律でがんじがらめに、土地問題についてはいわゆる国民の土地として優先的に使えるような制度にかなりなっていると思うんですね。これはまあイギリスの例であります。ところが、残念ながら、日本においては、これだけ土地問題が言われても、いま言われたように、土地という問題は、なるほど個人

の所有権は認める、しかしそれは国民のためにまづ使われるんだと、そういう意欲的な問題がないわけなんです。その点については国土庁の關係もありますが、きょうは建設省から住宅局長と計画局長に来ていただいているのは、そういうような土地政策に対して、具体的ないま私が申し上げたように規制をしていく、それができないと、ただ単にこれだけの土地が必要なんだと、また、できるだろうと、民間に任しておけばできるだろう——まあ労働大臣は、土地政策は公的にまづ土地をつくる必要があると言われている。しかし計画局長さんは、実際は公的でやれることは二割程度なんだと、ほとんどは民間がやっているんだと、こう言われているんですね。そうすると、いまのままで本当に土地問題というのが解決するだろうか。まあできればきょうは建設大臣に来てもらいたかつたわけですが、ほかの審議会がありますから。私はもうこの際思い切つて土地問題をどうするかというところについて、いろいろ諸外国の事例もあるわけですが、先進資本主義諸国において、一番日本が土地問題についてはおくられている。これは何も私の指摘じゃありません。自民党の先生方も、みんなお聞きになってますが、ある程度肯定をされると思うんですね、率直なことを言つて。そういう点について、建設省としてこの土地政策についてどういふふうに進後していこうとされているのか、その考え方をひとつぜひ聞かしていただきたい。

○政府委員(大宮宏吉) 土地政策に対する考え方をいろいろ御指摘いただいたわけでございまして、われわれ宅地供給を担当する者にとりまして一番重要な問題は、今後長期的な視点に立って、人口増に対して必要な宅地あるいは市街地をどう確保するかという問題でございまして。現に、私は土地問題というのは都市計画いかに非常に重要な影響があると思ひますけれども、必要量というの、都市計画法で定めまして、その線引き、いわゆる市街化区域、市街化調整区域の線引きをいたしておるわけでございますが、市街化区域

域というのは御案内のとおり十年以内に優先的、計画的に開発するということになっておるわけでございまして。この百二十万ヘクタールの市街化区域の中に、私が述べました少なくとも六十年、六十五年までに必要な量というものは土地があるわけでございまして。現に三大都市に限定いたしましても十萬ヘクタール程度のものがある。しかし、それを一体どうやって供給するかという問題でございまして、御指摘にもなりましたけれども、やはり現在必要なものは、地価が現在安定基調にございまして。これはあくまでも堅持しなければならぬ。堅持いたすとすれば、やはり土地供給には相当の長い懐妊期間が要するものですから、この施策がどうしても必要だということが一つと、もう一つは、やはり関連の公共公益施設、何といひましてもわが国は社会資本整備が行き届いておりません。少なくとも、市街化区域の根幹的な都市施設については、国とか地方公共団体が相当思い切つて抜本的な施策をする、それによつて供給される宅地も相当割安になるわけでございまして。官公について思い切つた施策を講ずるといふことも大きな問題でございまして。それと、お述べになりました税制、これも変に使いま

すと確かに土地暴騰のきっかけにもなりかねないわけでございまして、この辺はしかし土地を計画的に出すに必要ない土地税制という問題についても検討する必要がある。こういうような施策を積み上げれば、土地政策に関する基本的な技術的なところまでいかなくても、現在われわれが持っている道具を地道に積み上げるだけでも、私は十分対処できるんじゃないかと思つておるわけでございまして。

○安恒良一君 いま言われたようなことも、私は土地政策上必要だということを否定いたしません。ただ、たとえばいまあなたが言われましたように、本当に建設省全体として、まああなたは担当局長ですから、たとえばいま土地を供給するに当たつてやはり環境整備が非常に必要なんだと、なかなか大規模開発ができないのは、大規模開発がされれば地方自治体がかうむる諸費用が非常に要するというところで、むしろ大規模開発に地方自治体が遠慮したいというふうな状況があるわけですね。そうしますと、やはり国が思い切つて、そういう大規模開発ができるような環境整備に財政の投資がされなければならぬ。

これまた有名な話になっておりますが、たとえば下水道の整備など、わが国は全国的には二〇%程度、先進ヨーロッパ諸国は七〇から八〇%になっている。そこで、これも本当かうそ知りませんが、おたくの事務次官がことしの予算復活折衝のときに、一に道路、二に河川、三、四がなくて五が下水道と、こう言つてひんしゅくを買つたということが書いてあるわけですね、これは率直に言つて。私はある物で読んだわけですが、どうもあなたが言われていることと建設省全体の——だから、きょうは建設大臣に来てもらいたかつたんですが、方針が本当にそういう方向に行つていっているのかどうか。一に道路、二に河川、三、四がなくて五が下水道だと、こう事務次官が言つたというんですね、これ。そういうお考えで——まああなたはいまいるんことを言われておりますが。

それからいま一つ、そのことはさておきまして、私はいま一つどうしてもあなたたちの土地政策で欠けているものは、やっぱり土地の利用の規制ということだと思ふんですね。やはりこれをやらないと、わが国は自由主義経済であることは事実です。しかし、このことをもう考えなければ、いまあなたが言われたことだけで今後の土地問題が解決できるか、私は解決できない。解決にはやはりどうしても土地利用の規制、個人の土地を持つ所有権の自由と土地利用の規制というものは別個のことなんです。しかもそれは、憲法にも何も違反することじゃないんです。諸外国で土地政策がうまくいっていることは、あなたが言われたような税制の面からあらゆることをやると同時に、やはり土地利用の規制といひますかね、そう

いうところにはきちとした施策があるから、私はある程度比較的土地問題というのが日本のような大きな悩みになっていないと思う。ですから私は、率直なことを言っておく土地利用の規制、たとえば土地を取得するときにその優先順位を地方自治体とか国がまず持つ、売り買いのときに、そういうような、そしてやはり公的にいま二〇〇程度と言われているが、今日のようないくつかの低経済成長になればなるほど、私は公的に土地をやはりつくっていく、そしてそれを国民に提供すると、労働大臣言われましたが、そういう方向が出てこない、私は土地問題というのはただ単に税制の問題、民間の開発者に対して長期低利融資、これも結構なことですが、等々だけで土地が解決する……土地があることはあるわけですね、これは率直に言っておく。私は土地はないと言っていない。問題は有効利用の問題ですから、ですからその意味について、土地の利用のいわゆる公的といいますが、国民本位といいますが、そういう規制について何らかの措置を講ずるところに今日来てるんじゃないかと、こういうふうには思いますが、まあこの点はちょっと計画局長や住宅局長では荷が重た過ぎますかどうか知りませんが、どうでしょうか、そのところは。

○政府委員(大宮宏吉) 私は、わが国に土地利用規制の制度がないとは考えていないわけでございます。確かにいろいろ先進諸国の勉強もいたしておりますし、わが風土に適する土地利用規制を一つ、国民の快適な生活環境をつくらなければならないというところで、私もいろいろ努力をしております。もう一つ、やはり何といたしても住宅、宅地問題というのは大都市問題でございます。やはり大都市におきまして、限られた公共投資を有効に使うというところであります。どうしても市街化を促進すべきところと、やはり市街化を当分は抑制するところという、これも非常に大きい土地利用規制の問題だろうと思っております。そこで市街化区域の中はさらに用途区分をやりまして、これは住宅を建

てるところ、これは工業地域をつくるという用途規制もやっておるわけで、それは御指摘のようにまだまだイギリス等から比べれば相当、あるいは西ドイツの詳細計画等から比べればまだ緩い規制でございますが、しかし、現在のこういう程度の土地利用規制ですら十分にまだ行き届いてないいろいろな問題、そこにわれわれいろいろ悩みのあるわけでございます。それと何といたしても社会資本整備が先ほど事務次官の話というところが出ましたけれども、社会資本整備がゼロから始まった段階で、現在の百二十万ヘクタールの市街化区域の既成市街地——既成市街地と言えれば社会資本整備の整ったところを言うわけでございまして、わが国の既成市街地は、下水にいたしましても、まだまだ新市街から何も変わらないうところですが、公共投資もほとんどが既に市街地に吸収されて、新市街化区域のところには公共投資が回らない。そこにいわゆる宅地開発の悩みも一つあるわけでございまして、私も今回五十三年度の施策といたしまして、やはり宅地供給に相当大きいウェイトを占めておりますところの関連公共公益の負担というものを幾らかでも軽減をしたいということで、従来の施策とは別枠に住宅、宅地促進の三百億の国費の新しい制度もつくった次第でございます。御指摘のようにまだまだ私の努力が足りないと思っております。今後大いに勉強したいと思っております。

○安恒良一君 私は政府の閣僚としては労働大臣しかお見えになってませんから、いま局長が言われましたように、私は西ドイツやイギリスに比べて、いわゆる土地の規制、公的利用と、こういうことが非常にうまくいっていると思っております。わが国は非常に。ただ全然努力はないとは言いません。私もこういう問題について長くある程度仕事をしておりまして、その限りにおいて、私はやはりこの際ぜひ福田内閣で早急に取上げてもらいたい問題として、いま申し上げた土地の利用の規制について、イギリスの先例や西ドイツの

先例等を研究された上で、思い切った対策をしていただかないと、この財形自体も今後ますます預金だけはふえる、しかし具体的にいわゆる大都市において、政令十都市なら十都市において勤労者が住宅を持つということが大変困難になる、こういうことになるとは思います。この点はもう国務大臣としての大臣に、ぜひ土地問題について福田内閣としては英断をふるってもらいたい、そういうことについて労働大臣に国務大臣としての所見を承りたい、こう思います。

○国務大臣(藤井勝志君) 先ほど来、いろいろ質疑応答で、私も現在のその衝に当たっておられる直接の建設省の立場で、いろいろ工夫をされておることも私もよく承知いたしておりますけれども、しかしまだまだ足りないという認識において御指摘のとおりと思っております。やはり、勤労者の財産形成の一番大切な住宅、生活のよりどころとしての住宅政策を進めていくためには、やはり土地の利用の面において工夫が必要である。したがって、先ほどからお話し申し上げておりますように、財形審議会においてわれわれも積極的にこの問題提起をしたい。たまたま財政審議会には建設省にも参加を願っておりますから、よく御相談をいたしまして、財形貯蓄制度が充実するように今後一層努力いたしたい、このように思っています。

○安恒良一君 それじゃもう時間がありませんが、最後ですが、以上のようなやりとりの中から、すでに同僚委員からいろいろ御質問があったように、私は財形法の今回の改正について、さらにどうしても問題があるというの、初心に一遍返つてみる必要があるんじゃないか。今日のようないくつかの成長でますます勤労者が住宅を建てにくくなっているときに、さらに住宅建設を進めるためには、一つはいまやりとりをいたしました土地政策だ、いま一つはやはり国と資本家の援助だと思っております。ところが、今日の財形法というのを見ますと、これはもうすでに数字挙げません、同僚委員がやりとりしていますように、国自体の財政的な援助というのは非常にこれ少ないわけですね。雇用促進事業団という、これは御承知のように労働保険特別会計の事業主負担分ですから、だから国自体がどれだけこれにお金を出しているかと言つて、これはもうすでに同僚委員とやりとりがなっていますから数字はここでは挙げません。ですから、私はどうしても当時つくったプレミアムの制度、西ドイツの、このことについて私はやはり考えをいかなきゃ、もちろん労働大臣は、この前も今後一生懸命いろんな角度で努力すると、こう言われていたんですが、私はぜひともプレミアム制度について考えなきゃ。それはなぜかと言つて、わが国の場合には西ドイツと違って、いわゆる減税の方向に今日まで。しかし、減税の方向といつても、これももうすでに同僚委員がやりとりしていますが、具体的に、所得別に階層別に見ますと、いわゆる非納税者がたくさんいるわけですから、労働者の中には、これは効果は及ばないわけなんです。だから、私は税制面における優遇措置というだけでは財形の本来の趣旨にはどうしてもうまくいかない。どうしても私は、今日のような情勢が厳しくなればなるほど、プレミアム問題、国自体がやはり財政的にプレミアムをつけて、そして勤労者の持家政策について努力をしていく、これがいいんじゃないかと思っております。ところが、世の中というのはどうも逆になりがちで、今日のような情勢が厳しくなると、プレミアム論が遠く感じがするわけですが、逆に、それではまさに本末転倒だと思っております。

そういう意味から、最終的にぜひ労働大臣にお願いをしておきたいことは、いわゆる財形をつくったときの本来の趣旨に向かって一段とひとつ前向きに取り組んでいただきたい。でなければ、今回の改正だけで、いま申し上げたような勤労者が持ち家を持つということにはなかなか進まないと思っております。最後にその点について重ねて労働大臣の所見を承って終わりたいと思っております。

○国務大臣(藤井勝志君) 財形制度の基本理念を

いまさら申し上げるつもりはございませんけれども、原点に返ってもう一遍よくプレミアム制度も考えたかどうかという御提言でございますが、やはり勤労者の自主的な努力を国と事業主で支援して、生活のよりどころをひとつつくっていただくという、勤労者のよりどころ、生活のよりどころをつくらうという、こういうことでございまして、プレミアム制度というのは、確かに一つのアイデアとして、西ドイツでは、われわれが勤労者財産形成のモデルの国として勉強いたして今日にまでおるわけでございまして、十分検討に値するわけでございまして、何せわが方は、取るべきものを取らないで減税するという、こういった面では、ミーム制度は全く新しい別な理念でございまして、それに、これを採用するということが出来れば、大変な財政的な支出というものがございまして、また同時に、私はもちろん勤労者という場合、現在では組織されない中小零細企業者あるいはまた農民、こういうすべてが勤労者という、こういった認識もやはり持たなければならぬというふうに考えますと、やはりそこら辺に全体的なバランスをとった財産形成政策というものが進めなければならぬということで、せっかくの御提案でございますし、財政審議会においてひとつ慎重に検討をさせていただきたいと、このように思っております。

○安恒良一君 どうも大臣、少し勉強してもらわなければ困ると思うんですが、何か一つのアイデアだと、そうじゃないですね。この法律をつくる時、労働省がお出しになったこの法律の中にも、プレミアム制度というのは明確に書いてあるんですよ。一つのアイデアじゃない。もう一遍ひとつ大臣よく読んでくださいよ。何か特殊なアイデアのようなことを言われますが、労働省がこの法案を最初に提起したときに、いわゆる労働省案の骨子というものが出てくる。それから、その後のいわゆる財政審議会の中間答申の中にも、プレミアムがないというのは画竜点睛であるという

ふうにまで指摘をされているわけですからね。ですから、その後財政事情が変わったとか何とか、こういうのはある程度意見としてわかりますけれども、何か、あなたの意見をいま聞いておりましたら、プレミアムなんて一つのアイデアだと、こう言われたんじや、ちょっと私も、そうですかと引き下がれぬ。少し勉強してもらいたい。ただ、それがいまだできないという実情があるということなら、それはその実情を取り除くのは努力しうることであって、一つのアイデアなんていうことだったら、ちょっと財形法自体がおかしくなりませんか。その点はどうですか。

私は、少なくともそういう方向で努力したけれども、まだ実っていないところを今日問題があるから、さらに実るよう努力をしてみたいというところを言っているわけであって、大臣がおっしゃったように、何も私は、勤労者だけでなく、小規模零細企業者であるとか、そういう者についてもやろうと思えばやれるんです。西ドイツでは、ちゃんと勤労者財産形成法のほかに、国民に対してもそういうプレミアム制度というものなり、いろんな制度をしてやっているわけですからね。だから、総合的にそういうことを考えなければならぬという、これはわかります。だから、それは議論をするというのはいかれますが、どうもいままでのところはかなり意欲的だったんですが、そこだけは全く逆なことで、しかも最後は、慎重に検討すること、これじゃ理解できませんね。そこを、考え方を変えて、考えてください。

○国務大臣(藤井勝志君) つい使いたない外国語を使ったり何かして、ちょっと私がアイデアと申しましたのは、決して宙に浮いたような夢の話というふうな意味で使った言葉ではございません。新しい発想だという、われわれの現在財形制度をやっているのは発想がまた違っておるといふ、こういう意味でございまして、決して、せっかくの御提案を適当に扱ふとか、そういう考え方はさらさら持っておりません。現在進めており

ます財形の諸制度とのいろいろの関連を考えながら、十分ひとつ検討させていただきたいと、このように思っています。

○理事(片山基市君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、亀長友義君が委員を辞任され、その補欠として伊江朝雄君が選任されました。

○小平芳平君 勤労者が財産を形成する、そのことに対して国あるいは企業が応援をすると、援助をするという、こうした勤労者財産形成について基本的には賛成であります。

私の質問時間は約三十分でありますので、これはもういろいろな議論をする余裕もありませんから、五十年改正のときに指摘をいたしました、五十年改正の時点で私も提案をし、政府も答弁をなさった、そういう点を主に質問したいと考えております。

その前に労働大臣に伺っておきたいことは、郵政大臣が勤労者の退職金を千五百万円まで非課税扱いにするというところを検討を指示したという報道があり、そして昨日の参議院本会議で、公明党の多田議員からこの点を大蔵大臣と郵政大臣に質問をしたのに対して、大蔵大臣は、千五百万円まで退職金を非課税扱いにすることを積極的に推進するみたいない言いは全然しなかったように受け取りました。大蔵大臣は、非課税扱いの限度額を三百万円、郵便貯金、国債を入れて九百万円の非課税扱いがあるみたいなことだけを答弁しておりました。そして郵政大臣は、退職金は千五百万円まで非課税扱いにするように検討を指示している、こういうふうな答弁をいたしております。こういう点は、まだ政府の施策の決定が行われてないからそういうふうなまちなちな答弁が出てくるんだと了解をいたしますが、こうした労働者が退職金を受け取る、これはもう一生に一回で

す。千何百万円というふうな退職金を受け取る人は、それこそ一生に一回。それからどう老後を送るか、もう重大問題であるわけですが、労働大臣こそこうした点に一番関係があると思うんです。郵政大臣が申すまでもなく、労働大臣こそそういう点を常々考えもし、要求もし、検討していらっしゃるだろうと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(藤井勝志君) 退職金の財形貯蓄へ受け入れるに当たっての非課税措置につきましては、御指摘のとおり、労働省は五十三年度予算編成に当たって大蔵省と折衝をいたしました。ところが、ことしはいわゆる消費の拡大という面で、貯蓄奨励という、こういった面は後回しということになって、一応折衝はしたが結論は得ておらない、こういうことであります。

ただいま御指摘のこの郵政省、郵政大臣の構想でございますけれども、事務当局の方からの折衝では、具体的にはまだはっきり構想がつかめておらない、こういうことでございまして、これはひとつ今後の検討課題として、われわれはもうすでに去年提言をして、大蔵省と折衝した経緯もございますから、十分検討させていただきたい、前向きに検討させていただきたいと、このように思います。

○小平芳平君 ちょっと内容が違いますが、何百万円か財形貯蓄を持っている方が退職金をもらった場合に、その財形貯蓄がすぐ課税扱いされるのはいかにも気の毒ではないか、これは非課税にすべきだということ、この前の委員会でも各委員から質問があり、そしてまた労働省からも大蔵省からも答弁があったわけでありまして、いま郵政大臣が提案をしたということは、その財形貯蓄とは全く別に、一定年退職した場合に退職金を受け取るわけですが、大部分の企業で、その退職金を千五百万円までは無税扱いにしようというのを提案しているわけでありまして、ちょっと労働省はそこまで考えたことないのですか、基準局長、いかがですか。

○政府委員(桑原敬一君) 私どもは、先ほど大臣

がお話し申し上げましたように、定年によって退職されるときに退職金たくさんもらわれますが、その場合に、企業から離れてまいりますと、形貯蓄の非課税の恩恵がなくなるものですから、特に退職金あたりを預けて、そして今後それで生活をしていくという問題が出てまいりますので、ぜひこれは老後の設計のため非課税措置が切れるというのは、これはどうもお気の毒な面もあるし、今後高齢化社会を迎えていく場合に非常に重要な問題点であるということで、定年退職後のそういった財形貯蓄の非課税について一生懸命折衝をいたしておりますし、私どももまだその考え方は捨てていないわけでございますが、先ほど大臣が申し上げましたようないろいろな政府部内の方針のもとに、五十三年度は一応見送ったわけでございます。そのことが先ほどの郵政省で考へられています考へ方と非常に軌を一にしておりますので、労働省としてはそういう当初から考へ方を持っていますし、郵政省あたりのその帰趨も十分見守りたいと、こういうことを申し上げたわけでございます。

○小平芳平君 それでは、労働大臣の先ほどの答弁の御趣旨は、私が二つに分けて申し上げておりますが、その両方とも、財形貯蓄の残高も、新たに受け取った退職金も、ともに非課税扱いにするように推進しようと、こういうことでよろしゅうございませうか。

○国務大臣(藤井勝志君) そのとおりでございます。

○小平芳平君 そうしますと、大蔵省とそれから郵政省にわたっていただいておりますが、初めに郵政省の方では、いま労働省としては、労働大臣は、ちょうど郵政大臣が検討を指示したとおっしゃる意味の退職金千五百万円までは非課税扱いにしようというところを、労働省の根本方針として決めているんだということでありまして、そういう点は郵政省はどういう検討をされていかれますか。

○説明員(森本哲夫君) 御指摘のございました退

職金千五百万円までを無税にしたいという郵政大臣の構想でございますが、これはもっぱら退職後の生活資金に充てられるという、そういう資金の性格にかんがみまして、貯蓄機関としての立場で少しでも優遇策を講じたい、こういう構想で大臣が提唱された次第でございますが、ただ、この問題につきましましては種々解決を要すべき問題でございます。関係方面の折衝も要しますので、ただいま私どもとしては、大臣の御指示によって事務当局として検討をしておるといふ、そういう段階でございます。

○小平芳平君 大蔵省に伺いたいと思っておりますことは、定年退職後の財形貯蓄の非課税扱いについて、この点については前回委員会でも再三御答弁がありましたが、したがって簡単に結構ですから、定年退職後の財形貯蓄の非課税扱いについてどう考へになるか。

それからもう一つは、退職金千五百万円までを非課税扱いにするという、こういう点についてはどう考へになるか。

【理事片山基市君退席、委員長着席】

それから時間の関係で、ついでにもう一点。五十年の委員会のときは、大蔵省銀行局総務課長さんが答弁なさっていらした中にも、先ほど安恒委員が指摘をされていた、政府がプレミアムをつけるべきだということ、そういうことに對し、私はそういう質問をしていただけたわけですが、銀行局総務課長さんの御答弁は、金融機関の立場から検討すべき課題があるという趣旨の答弁をしておられますが、こういう点についてどう考へるか。

以上、三点についてお答えいただきた。

○説明員(矢澤富太郎君) まず、最初の二つの問題についてお答え申し上げたいと思っておりますが、一つは、財形貯蓄の残高を退職後依然として非課税というところで扱ったかどうかというお話でございますが、この点につきましては、かねてから申し上げておりますとおり、この勤労者財産形成制度、あるいはそれに伴う財形貯蓄非課税制度は、勤労者という特殊な地位にあることに着目

いたしました、雇用主でございます源泉徴収義務者を通じて天引きで財産形成を行っていく、そういった勤労者の財産形成に対する自助努力を誘導するためにつくったものでございまして、勤労者の地位を離れて退職した段階でなおそれを延長するということ、果たしてこの勤労者財産形成制度の本来的趣旨にかなうものかどうかというところ、私ども大変疑問に感じておりまして、消極的な御意見を申し上げておる次第でございます。

それから、第二番目の点でございますが、千五百万円までの退職金、それを貯蓄した場合に非課税扱いにしたらどうかという郵政大臣の御提案でございますが、先ほど郵政省からもお話しのございましたように、まだ郵政省段階で事務的な検討を続けている段階でございます。まだ私どもと正式な折衝に入るところへ至っておりませんので、この段階での結論は差し控えたいと思っておりますが、かねてからの考へ方を申し上げますと、昨日も大蔵大臣が本会議で御答弁されたように、いわゆる少額貯蓄非課税制度あるいは郵便貯蓄の非課税限度、あるいは公債の特別課税枠、こういったものを合わせますと現在九百万円の非課税の枠がございまして、その枠というのは、大体平均的な貯蓄の残高を考へてきておるわけでございまして、一世帯当たりの平均的な貯蓄が三百三十万円というふうなことを考へますと、まだこの枠自身かなり余裕があるんじゃないかというふうな私ども考へております。

○説明員(野田実君) 先生の御質問の第三番目の点につきましては、銀行局からお答え申し上げたいと思ひます。

五十年の五月の委員会におきまして、先生から財形貯蓄の場合には給料から天引きされる形をとっておりますので、コストが比較的低い形をとっていると、したがって、そういう場合には特別な配慮をすべきではないかという御質問かと思ひます。この点につきましては、その当時銀行局からお答え申し上げたのは、金融機関といたしましては、財形貯蓄の問題につきましては、金融機関

の立場からさらにできるだけのことをしていくべきだろうというふうな考へておりますし、御指摘の点につきましては今後検討できればやっていくべきだろうというふうな考へておりますと、お答え申し上げます。

私たちがその後のいろいろ検討をいたしましたけれども、現在の金融機関におきまして預金の集め方といたしましては、財形貯蓄に基づきます天引き制度により方法とか、あるいは銀行員が集金に行く方法とか、あるいは給与の振り込み制度のようなものがあるというふうに思ひますけれども、金利のつけ方といたしましては、そういう集め方によって金利をつけるんではございませんで、何年間の預金とかあるいは定期にするかどうかとか、そういう形で金利体系をつくっているわけでございます。

まあこの前のときも、先生の御指摘ございました、給料から天引きするからコストがかかってないじゃないかという御指摘でございまして、これは確かにそういう一面は持っておりますけれども、他方、財形貯蓄の場合には財形貯蓄者に対して年二回残高証明を出しております。それから、事業主に對しまして、三ヶ月ごとに残高の一覽表を送っております。それから財形持家融資を受けたという人に対しては残高証明を発行するということ、一般の預金の場合に比べてまして、さらにコストのかかる面もあるわけでございまして、こういう面を考へますと、天引き預金だからということで、一概にそのコストがかかっていないというところが言えないんじゃないかというところが考へられるわけでございまして。

しかし、まあ財形貯蓄者に対しては財形法の趣旨に照らしまして、できるだけ勤労者の福祉の向上とかあるいは勤労者の財形貯蓄の促進に役立つという観点から、先生も御承知のとおり、財形法に基づきますその還元融資制度というものを設けておりまして、財形持家融資制度を行なっているわけでございまして、この場合には、財形貯蓄者に対しては、一般の人たちに比べて金

利等の面で非常に有利に住宅取得ができるような形になっておりますし、今回もかなりこの改善が図られておりますし、さらに、まあ今回の法律改正に基づきまして、こういう財形貯蓄者に対して、進学融資制度というものを設けられることになっていくわけがございます。

したがって、あるいはそういうこと以外に、最近金融機関におきましてとられております勤労者財産形成制度の趣旨に照らしまして、財形貯蓄者に対して、一般のものよりも、これは一般の金融機関で行います住宅ローンの話でございますけれども、財形貯蓄を行なっている人に対しましては、特別に、優先的に住宅ローンの枠を与えたいというようなことをしたり、あるいは特に最近の傾向としまして、多目的のパーソナルローンというものをつくりまして、五十万から百万ぐらい以内のものが多くございまして、けれども、財形貯蓄を行なっている人につきましては何に使用してもいいパーソナルローンの資格を与えるというような形で還元融資を行うというようになことを行なっているわけでございます。したがって、そういう融資面で非常に優遇措置をとっておりまして、全体を見まして財形貯蓄者に対して有利になるような制度になっているんじゃないかと考えております。したがって、まあ特利などをつけるということにつきましては、金融機関全体で考える、経営全体で考える問題かと理解しております。そういう趣旨で財形貯蓄者に対してはできるだけのことをしているんじゃないかと考えております。

○委員長(和田静夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、熊谷太三郎君が委員を辞任され、その補欠として田原武雄君が選任されました。

○小平芳平君 この財形貯蓄の残高の非課税、そ

れから退職金千五百万円の非課税、この点については、確かに御答弁のとおりまだよく煮詰まっていなくて、今後検討したいと思っております。また機会を改めて質問したいと思っております。

それから、銀行局の御答弁は、そういうことをおっしゃるなら、何も銀行へわざわざ財形の口座を立てませんよ。そういうふうにおっしゃるなら、じゃあ、現在の財形が幾ら残高があつて、法律で言う三分の一の融資が幾らあつて、枠が幾らあつて、実績が幾らあるんですか。

○説明員(野田実君) お答え申し上げます。財形貯蓄残高は五十二年九月三十日現在で、一兆五千五百二十二億円でございまして。財形融資の貸付決定額は五十二年二月二十八日現在で三百十九億でございます。

○小平芳平君 それは法律が目標としている額の何分の一ですか、労働省。

労働省で計算して、こう書いてくれたんですが、よく読みとれないような字で書いてくれたんですが、この法律で言うところの限度枠は五千七百七十四億、そうですか。それについていま銀行局から御答弁のあった数字、三百十九億、それから五千億の枠があるのです、銀行局の方。その枠があるにもかかわらず、実際還元融資を受けて働いている金額は、三百十九億しか動いていないわけですよ。それを、十分やっています、サービスを第一にやっています、財形の人はいくら恵まれていますか、以上もう時間がありませんから結構です、大蔵省の方は。

労働省に伺いますが、そういうわけで、財形法、法第十一条ですか、施行令第四十一条、それによつて現在の枠が五千七百七十四億とあるにもかかわらず、実績は三百十九億であるということ。それに加えて、五十三年度予算がきつめて現実的でないということは前回の委員会でも各委員から指摘されました。とにかく、実績を踏まえた予算でない。そしてとても実現できるかどうかかわか

らないということが言われましたが、そのことは繰り返しませんので、仮に五十三年度予算を立てているところの融資額が全部還元融資された段階で、その各委員がこれは不可能じゃないかとおっしゃった、しかしそれが奇跡が起きて可能になったとして、なおかつ何分の一ですか。

○説明員(森英良君) お答えします。現在までに三百十九億の融資決定額があるわけでございますが、今年度の融資枠を全部こなしまして、これが一千九十二億でございますので、合わせますと、約千四百億の融資残といふことになると思ひます。したがって、五千七百七十四億の枠に對しましては、約三分の一程度消化したということになると思ひます。

○小平芳平君 三分の一でしよう。不可能が可能になったとしても、三分の一なんです。ですから、なおかつ五千七百七十四億といふものも上がつていくわけですよ、恐らく一兆五千億、それがすでに法律によつて、九月三十日には一兆八千億と報告しているわけでしょう。毎月一千億くらいのお金がたまるわけでしょう。そうすると、ますます巨大な、金額ばかりがたまる一方で、利用したい人は利用できない。利用したくても利用できないといふことが背景にあるにもかかわらず、大蔵省はああいうふうに言っておりますが、こういう点はひとつ労働大臣、うんと気を強くして要求していただきたいと思ひますが、よろしうございませうか。

ついでに申し上げますとね、五十年の委員会のときも三分の一が可能かどうかと、全くそういう見通しは不可能だといふことになりませんかといふことに対して、当時の基準局長は、制度が発足してまだ日が浅いといふいろいろ言っておりますが、しかし、それからもう三年たちますからね。ですから、余り間がないなんて言っておれないじゃないですか。どうですか。

○政府委員(桑原敏一君) 制度発足以来とか、そういう事情は大分たちましたので、それだけのこ

とではないと私も理解をいたしております。財形持家融資にまつわるいろいろな諸条件が整備されてない、非常に使いにくいというふうないろいろな事情もあるかと思ひます。今回御提案しているものも、できるだけ私も努力をいたしまして、そういった財形融資が十分に利用できるように提案をしたつもりでございますが、今後ともこの三分の一の枠に向かつて積極的に努力してまいりたいと思ひます。

○小平芳平君 この点も前回の委員会でも渡部委員が指摘をしておられた点ですが、住宅取得モデルですね。とにかく二十七八歳の青年が三十二歳で家を持つて、五十七歳までに返還するわけですか。そして、このとおり労働省が予想するモデル、このモデルさんは、まず結婚資金、アパートの権利金、出産、幼稚園、小学校に入る諸費用、あるいは不時の病氣、そういう点は全くゆとりがない、そういうことなしにうまくいった場合の話であります。それは前回よく指摘をし御答弁がありましたが、先ほど来の安恒委員の御指摘、あるいは前回の委員会の質疑応答、そうした点につきまして、とにかく現在の制度ではお金がたまる一方なんです。どう活用していくか。それは金融機関は活用するんですが、実際貯蓄している方に具体的な活用の道がいかに狭いといふこと。家を持てるようにしますと言つたつて、このモデルじゃとても持つていけないといふこと。そういうことはよくわかつていただかなければならぬわけであつた。仮りに、これは賃貸住宅といへば、たとえば公営住宅あるいは住宅公団、そういう賃貸住宅があります。とにかく自分、月々これだけしか財形貯蓄をしてないのだから、この金額じゃどういふ家一軒持つことは現状として想定できないといふ方に、安い家賃の住宅へ入れるような制度を立てるとか、そういうことが何か、とにかく何らかの形で金利を動かすといふと、たちまちそれはだめだと言つて、割増し金を政府が出せと言つと、それもアイデアがどうしてこうしてと言

うし、いつまでたつたって、いまのままじゃ一方は貯蓄がたまる、金融機関はたまる一方。利用できる人はごくわずかな人しか利用できない。何らかのそういう賃貸住宅が可能かどうかは別として、その点を何らかの還元融資に関連するメリットがあるようなことを考えていただきたい。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘のように、やはり財形貯蓄は、その制度によって、たまった金は勤労者に有効に活用される還元の道をやはり積極的に開拓していくということの必要性は御指摘のとおりでございます。したがって、われわれは今後財形審議会においても、そういう御趣旨を踏まえて、いろいろ知恵をしぼって、工夫をいたしたい、このように考えております。

○小平芳平君 賃貸住宅。

○政府委員(桑原敬一君) 賃貸住宅にお住みになりたいという御希望の方、あるいは持ち家を持ちたいという方、勤労者によってさまざまな思いがあります。特に、私どもは比較的所得の少ない方は、低廉な賃貸住宅を確保していくことが政策のやはり基本であると思ひますし、持ち家につきましては、いろいろな公的融資を使いながらいい環境の住宅というものをつくっていくということが基本になると思ひます。賃貸住宅につきましても、財形の制度をどう活用するかという、非常に基本的な問題があるかと思ひますので、先ほど大臣が御答弁を申し上げましたように、財政審議会あるいは基本問題懇談会の中で十分建設省の方も御参加いただいたりしておりますので、その中でいろいろと御議論をしていただいで検討してまいりたい、こう思ひます。

○小平芳平君 それでは時間が来ましたので終わりますが、先ほどの三分の一の還元融資ですね、これはただこういうように努力します、検討しますと言ふのでなくて、専門家として、ことしほどのくらい可能か、五十三年度は、それから将来にわたって、わざわざ法律で定め、政令で定めて三分の一がどう達成できるものか、できないものか、それはいかがですか、最後に。

○政府委員(桑原敬一君) まあ予算の確保、また今後三分の二使って、どういふふうにか段階的にそれを目標に向かつて消化していくかという問題でございますが、午前中ずっと御議論がございました。都市政策、その他非常に要件と申しますか、それを達成する諸条件というのはたくさんございまして、厳密な具体的な計画というのは非常にむずかしいかろうと思ひますけれども、御提案の線に沿って十分研究させていただきたいと思ひます。

○委員(和田静夫君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(和田静夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようでありますから、これより直ちに採決に入ります。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。この際、片山君から発言を求められておりますので、これを許します。片山君。

○片山基市君 ただいま可決されました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブの共同提案による附帯決議案を提出したいと存じますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、勤労者財産形成促進制度全般について、諸

外国の勤労者財産形成促進法等を参考にして、具体的な方策を確立し、計画的に実施するよう努めること。

二、物価政策及び土地対策の一層の充実を図り、もつて勤労者の財産形成の基礎的条件を整備すること。

三、勤労者の財産形成促進に必要な税制、財政面からの優遇措置の在り方について検討を続けること。

四、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金給付金に係る拠出金は、全額事業主負担であることから、当該事業場のなるべく多くの勤労者が給付金の支給を受けられるよう制度の改善について検討すること。

五、勤労者財産形成貯蓄の伸びが著しい反面、これを原資とする還元融資が伸び悩んでいる状況にかんがみ、還元融資の一層の改善に努めるとともに、その普及促進を図ること。

六、勤労者財産形成融資が、その制度の趣旨に沿って公正に使用され、かつ円滑に運営がなされるよう指導強化に努めること。

七、勤労者の住宅取得を計画的に促進するため、積極的な施策を推進すること。

八、財産形成促進のための施策が、中小零細企業の勤労者にとって一層機能するための措置を講ずること。

九、勤労者財産形成促進制度における各種制度が広く活用されるようこれが周知に努めるとともに、国の援助制度の充実及び手続の簡素化等に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(和田静夫君) ただいま片山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和田静夫君) 全会一致と認めます。よ

って、片山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。藤井労働大臣。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に今後とも一層努力いたしたいと存じます。

○委員長(和田静夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(和田静夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(和田静夫君) 次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより政府から趣旨説明を聴取いたします。藤井労働大臣。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

駐留軍関係離職者につきましては、昭和三十三年五月に制定されました駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき、特別な就職指導及び就職促進手当の支給を行うなど各般の施策を講ずることにより、その再就職の促進と生活の安定に努めてきたところであります。

しかしながら、駐留軍関係労働者につきましては、今後においてもなお離職の事態が予想されますので、政府といたしましては、現行の駐留軍離職者対策を今後引き続き実施する必要があると考え、この法律案を作成し提案した次第であります。その内容は、昭和五十三年五月十七日に効力を

失うことになっております駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限をさらに五年延長しようとするものであります。

以上、この法律案の提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって、趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

四月十一日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十六日)

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案